

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
土谷大樹	在宅マッサージわかば	市川市大和田三の三の一日	平成二十一年三月一日
竹内幸司	訪問マッサージはまゆう	柏市しいの木台四の二五の二六	"
山室清二	みどり整骨院	野田市尾崎八一五の一〇	"
栗林淳子	佐倉ベイシア内鍼灸接骨院	佐倉市寺崎特定土地地区画整理事業一〇街区一画地	"
戸村慎一	ひきふね駅前接骨院	東京都墨田区京島一の一の一	"
浅沼浩幸	あさぬま整骨院	市原市ちはら台西五の二三の五	"
大塚真栄	潮見整骨院	市原市松ヶ島一の一六の二三	"
塩尻大	鍼灸接骨院こころ	我孫子市泉四の二〇	"
鈴木章	鈴木整骨院	袖ヶ浦市蔵波台三の一の六	"

千葉県告示第五百五号
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、千葉県福祉ふれあいプラザの駐車場に係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。
 平成二十一年六月九日

名称及び代表者の氏名	所在地	委託期間
タフカ株式会社 代表取締役 田邊喜範	東京都中央区銀座二丁目八番九号	平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

千葉県告示第五百六号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。
 平成二十一年六月九日

指定番号	指定する区域	千葉県知事	埋立地の区分
		鈴木 栄治	

指定番号	指定する区域	千葉県知事	埋立地の区分
一一一	鴨川市浜狭字門郷一八八番の一部並びに宇奈良野三四番一の一部、三二四番二の一部及び三二五番一の一部		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。)(第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地
一一二	南房総市富浦町宮本字堂入二〇一番の一部、二〇二番の一部、二〇三番一の一部、二〇三番二の一部、二〇三番三の一部、二〇六番一の一部、二〇六番二の一部、二〇七番一の一部、二〇七番二の一部及び二〇九番一の一部		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)(第十三条の二第一号に掲げる埋立地
一一三	松戸市千駄堀字向田二二番二、一七番一、一七番五から一七番七まで、一八番一、一八番二、一九番一、二〇番一、二〇番四、二〇番五、二二番五、二七番一、二八番一、三五番一及び四一番二並びに宇小ナラ下六二番、六三番、六四番一、六四番三、六四番四、七七番一から七七番五まで、七七番一〇、七八番から九二番まで、九三番一、九四番一、九五番二、九六番一、九七番一から九七番五まで、九八番一から一〇三番まで、一〇四番一から一〇四番三まで、一〇五番一、一〇五番二、一〇六番一、一〇六番二、一〇七番一から一〇七番三まで、一〇八番一、一〇九番一、一〇九番二、一一〇番一から一一六番まで、一一七番一、一一七番二、一一七番三から一一七番五まで、一二六番一、一二六番二、一二七番一から一二七番四まで、一二八番一及び一二八番五		規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地
一一四	松戸市千駄堀字向田一番一、二番一から二番三まで、三番一から三番五まで		令第十三条の二第二号に掲げる埋立地

で、四番、五番、六番二から六番五まで、一一番二、一一番三、一二番一、一二番八から一二番一〇まで及び一六番四、字小ナラ下九四番二、九五番一及び九六番二並びに字堂面一一九番一、一一三〇番、一一三一番、一一三二番一、一一三二番二、一一三三番、一一三四番一、一一三四番二、一三六番一、一三六番二、一三七番、一三八番一、一三八番二、一三九番一、一三九番二、一四〇番一、一四〇番二、一四一番一から一四一番四まで、一四二番から一四七番まで、一四八番一から一四八番九まで、一四九番一から一四九番三まで、一五〇番一、一五六番一、一五七番一、一六二番一、一六二番二、一六二番五、一六三番一から一六三番六まで、一六四番一から一六四番三まで、一六四番六、一六四番七、一七〇番一から一七〇番三まで、一七〇番六から一七〇番九まで、一七一番一から一七一番六まで、一七二番、一七三番一及び一七三番二

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十一年六月九日

千葉県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程(昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中医療法人社団平静会大村病院の項の次に次のように加える。
介護老人保健施設市川あさひ荘
市川市大町五三七番地一〇

別表第一医療法人社団常盤平中央病院の項中病院名の欄を次のように改める。

医療法人社団ときわ会常盤平中央病院
別表第一小坂橋病院の項中病院名の欄を次のように改める。
医療法人社団松和会小坂橋病院
別表第一浦安市川市民病院の項中病院名の欄を次のように改める。
東京ベイ・浦安市川医療センター
別表第一中老人保健施設松尾リハビリ苑の項の次に次のように加える。
介護老人保健施設日向の里
山武市木原二、一〇〇番地

別表第一岬病院の項中病院名の欄を次のように改める。
医療法人社団寿光会岬病院

別表第二中特別養護老人ホーム市川ヒルズの項の次に次のように加える。
ライフ&シニアハウス市川
市川市市川南一丁目一番一号

別表第二中介護付有料老人ホームハーモニー松戸の項の次に次のように加える。
ライフ&シニアハウス市川
市川市市川南一丁目一番一号

別表第二中特別養護老人ホーム市川ヒルズの項の次に次のように加える。
別表第二中特別養護老人ホームアサナ
松戸市金ヶ作一三九番地の一〇

別表第二中グッドタイム リビング 新浦安の項の次に次のように加える。
舞浜俱樂部新浦安フォーラム
浦安市高洲一丁目二番一号

別表第二中特別養護老人ホーム風の村の項の次に次のように加える。
手と手と手
八街市榎戸九一七番地一

別表第三中障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原の項の次に次のように加える。
上総あいらいの郷
木更津市下郡二、二七〇番地一

附則
この告示は、公示の日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

千葉県海区漁業調整委員会指示第百六十九号
千葉県海面におけるさざえの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
平成二十一年六月九日

採捕の制限

一 採捕の制限
千葉県海面においては、平成二十一年七月一日から三十一日までの間、さざえを採捕してはならない。ただし、二に掲げる者であつて、千葉県海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)がさざえの採捕の承認(以下「承認」という。)を行ったものについては、この限りでない。

二 承認の対象
承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

千葉県海区漁業調整委員会会長 小滝 季儀